

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を行うにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和8年（2026年）3月6日

下関市長 前田 晋太郎

記

1 業務名

下関市立保育所及びこども園環境管理・保全・補助業務に係る
労働者派遣業務

2 内容

下関市立保育所及びこども園環境管理・保全・補助業務に係る
労働者派遣業務仕様書（別紙2）のとおり

3 派遣期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿「その他（役務）」の「人材派遣サービス（研修講師を含む）」に登録されている者であること。
- (3) この公告の日から落札者の決定までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (4) 過去2年間に本市又は人口20万人以上の地方公共団体との契約実績があり、誠実に履行していること（様式第2号で報告すること）。
- (5) 次項に示す入札参加資格確認申請手続において、滞りなく手続が完了し、入札参加資格を認められていること。

5 申請方法

入札に参加しようとする者は、「下関市立保育所及びこども園環境管理・保全・補助業務に係る労働者派遣業務条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）及び必要書類を下関市こども未来部幼児保育課に提出のこと。

郵送の場合は、書留郵便物に限り受け付けるが、提出期限に必着のこと。

6 申請書提出期限等

(1) 提出期限 令和8年3月17日(火) 正午

(2) 提出場所 〒750-8521

下関市南部町1-1 下関市役所本庁舎東棟1階
こども未来部幼児保育課施設係（C5窓口）

7 入札参加資格の決定

審査の結果は別途「入札参加資格確認通知書」（様式第3号）で通知する。
確認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

8 入札に関する質問

この入札に関する質問は、下関市こども未来部幼児保育課へのFAXによること（ファクシミリ番号：083-231-1995）。

質問期限は、令和8年3月12日（木）正午とする。

受け付けた質問に対しては、速やかに質問提出者のみにFAX又はメールで回答するが、入札の公平性確保のため必要と判断される場合は、他の入札参加業者全員に質問及び回答を周知する。

9 入札日時等

(1) 入札（開札）日時 令和8年3月27日（金）午後1時30分

(2) 入札（開札）場所 下関市南部町1番1号

下関市役所西棟5階 大会議室C

10 入札方法

- (1) 「入札書」（様式第4号）を、上記9の日時と場所に持参すること。
- (2) 「入札書」には、契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた1人1時間あたりの単価）に相当する額を記載すること。
- (3) 郵送による入札は認めない。
- (4) 最低金額を入札した者を落札者とする。なお、不調の場合を考慮して、入札回数は初回を含め、3回までとする。

11 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

12 無効とする入札

- (1) 入札保証金の納付が必要な入札参加者で、入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するものは、無効とする。
- (2) 入札者が明瞭でないもの又は入札価格が判読できないものは、無効とする。
- (3) 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないものは、無効とする。
- (4) 金額を訂正した入札書によりなされた入札は、無効とする。
- (5) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び関係法令等に定める条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 代理人でその資格のない者又は1人で2人以上の代理として行った入札は、無効とする。
- (7) 入札参加者が開札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は、無効とする。

13 その他

- (1) 代理人による入札については、「委任状」（様式第5号）を入札時まで提出すること。

- (2) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (3) 入札参加資格確認申請に係る費用は、全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (4) 落札者が、契約時までに入札条件を満たさなくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (5) この入札において得た入札参加資格は、この公告に定められた入札期日の満了をもって、その効力を失う。
- (6) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。

14 問い合わせ先

〒750-8521

山口県下関市南部町1番1号

下関市こども未来部幼児保育課施設係

電話 083-231-1397 (直通)